

計画・税 財政



忘れずに納めましょう

市・道民税(第3期)、国民健康保険税(普通徴収第6期)、介護保険料(普通徴収第5期)、後期高齢者医療保険料(普通徴収第5期)の納期限は11月30日(金)です
納付には口座振替やコンビニエンスストア払いが便利です。

▼問い合わせ 税務G (☎051155) 5)、国民健康保険G (☎051771)、高齢・介護G (☎055720)、年金・長寿医療G (☎052137)

年金・医療



ご存じですか付加年金制度

付加年金は、毎月の定額保険料(平成24年度は、1万4千980円)に月額400円の付加保険料を加えて納めることで、付加保険料を納めた月数に200円を乗じた額が、老齢基礎年金に毎年上乘せされて支給される制度です。

▼対象 国民年金第1号被保険者(自営業者、学生など)
※国民年金基金加入者は除きます。
◎付加年金額の例

付加保険料を40年間納めた場合
・納めた付加保険料
400円×480月(40年)＝19万2千円
・受け取る付加年金(年額)
200円×480月(40年)＝9万6千円
※2年間年金を受給すると納めた付加保険料の元が取れ、より長くなる年金を受給するほどお得です。
▼問い合わせ 年金・長寿医療G (☎052137)

雇用・労働



11月は労働保険適用促進強化月間

労働保険とは、労災保険と雇用保険の総称で、労働者の生活の安定と福祉の増進などを目的とし、国が直接管理運営しています。労働者を一人でも雇用する事業(農林水産業の一部を除く)については、法人・個人を問わず加入が義務づけられています。
労働者が安心して働ける職場になるよう、未加入の事業主の方は、速やかにご相談ください。

▼問い合わせ 室蘭労働基準監督署 (☎226131)、室蘭公共職業安定所(☎228689)

無料パソコン基礎講習を開催します

▼日時 11月26日(月)～12月7日(金) 10時～16時

▼場所 職業訓練センター

▼対象 55歳以上でハローワークに求職者登録をしている方

▼内容 文章作成、表計算、インターネット検索など、パソコンの基本的操作

▼定員 20人

※定員を超えた場合は、申込書に基づく選考を実施、応募が10人未満の場合は中止します。

▼申し込み 受講申込書に必要事項を記入し、11月12日(月)17時まで

▼申し込み 受講申込書に必要事項を記入し、11月12日(月)17時まで

持参または郵送、ファクスで登録職業訓練協会(〒05910027青葉町42-13、☎052261)
※受講申込書は、登録職業訓練協会、ジョブガイドのぼりべつ、室蘭公共職業安定所、ハローワークプラザ中島で配布しています。

▼問い合わせ 登録職業訓練協会 (☎051450)

必ずチェック

北海道最低賃金が改定されました

最低賃金制度は事業を営む使用者と事業場で働く全ての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用されます。

▼最低賃金額 時間額719円

▼効力発生年月日 10月18日(木)

▼問い合わせ 北海道労働局貸金課 (☎01170912311)

小規模企業共済と 経営セーフティ共済のご案内 11月は全国加入促進強調月間

両共済制度は、国が全額出資している独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。

小規模企業共済

経営者のための退職金制度

個人事業主やその共同経営者、会社などの役員の方が事業をやめたり退職したときに、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく制度です。

※掛金は全額所得控除で、受け取る共済金は退職所得扱いまたは公的年金等の雑所得扱いとなります。

経営セーフティ共済

中小企業倒産防止共済制度

取引先の事業者が倒産し、売掛金債権などが回収困難になったときに、無担保・無保証人・無利子で貸し付けが受けられる制度です。

積み立て掛金の10倍の範囲内(上限8,000万円)で被害額相当の借り入れが可能です。

※掛け金は税法上損金または必要経費に算入できます。

問い合わせ

中小企業基盤整備機構共済相談室 (☎050-5541-7171)